

（傍線部分は改正部分、現行欄の二重傍線部分は削除部分）

改 正 後	現 行
電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について 1. 第28条の45第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。 （1）一般送配電事業者及び配電事業者は、広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が策定する長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、地内送電線の増強に係る整備計画を策定しなければならない旨 ①～④ [略] ⑤ 地内送電線における<u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）</u>の連系制約が発生している地域の状況 ⑥ [略] （2）[略] （3）電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により自らが維持し、及び運用する<u>発電等用電気工作物の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、推進機関に対して、広域連系系統を増強するよう申し出ることができることとする旨</u> （4）～（8）[略] （9）広域系統整備計画の事業実施主体は、推進機関が広域系統整備交付金交付業務を行うため、<u>第28条の48第2項第1号</u>の電気工作物の整備又は更新に関する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨 （10）・（11）[略] 2. 第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること （1）一般送配電事業者が、<u>発電等用電気工作物</u>と一般送配電事業者が維持し及び運用する電線路との電氣的な接続（以下「系統アクセス」という。）に係る業務を実施するに当たる標準的な業務フロー（事前相談、接続検討、契約申込みその他の系統アクセスに係る手続（※）を含む。）、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回答に係る業務改善の方法（※） 事前相談：系統アクセスに係る任意の相談（あくまで任意であり、必要プロセスではない。） 接続検討：系統アクセスの可否に係る検討 契約申込み：系統アクセスの申込み	<u>別添3</u> 電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について 1. 第28条の45第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。 （1）一般送配電事業者及び配電事業者は、広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が策定する長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、地内送電線の増強に係る整備計画を策定しなければならない旨 ①～④ [略] ⑤ 地内送電線における<u>発電用の電気工作物</u>の連系制約が発生している地域の状況 ⑥ [略] （2）[略] （3）電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により自らが維持し、及び運用する<u>発電設備等の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、推進機関に対して、広域連系系統を増強するよう申し出ることができることとする旨</u> （4）～（8）[略] （9）広域系統整備計画の事業実施主体は、推進機関が広域系統整備交付金交付業務を行うため、<u>第28条の47第2項第1号</u>の電気工作物の整備又は更新に関する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨 （10）・（11）[略] 2. 第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること （1）一般送配電事業者が、<u>発電用の電気工作物</u>と一般送配電事業者が維持し及び運用する電線路との電氣的な接続（以下「系統アクセス」という。）に係る業務を実施するに当たる標準的な業務フロー（事前相談、接続検討、契約申込みその他の系統アクセスに係る手続（※）を含む。）、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回答に係る業務改善の方法（※） 事前相談：系統アクセスに係る任意の相談（あくまで任意であり、必要プロセスではない。） 接続検討：系統アクセスの可否に係る検討 契約申込み：系統アクセスの申込み

(2) [略]

(3) 一般送配電事業者は、電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）より、系統情報の提示の要請があった場合には、速やかに、かつ、誠実に応ずるとともに、少なくとも以下の対応を行わなければならない旨

① [略]

② 系統図上において、系統連系希望者から求められた発電希望地点及び放電希望地点、これらの希望地点の発電等用電気工作物を連系する場合に接続先の候補となり得る送変電設備の位置並びに当該希望地点周辺における送変電設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明を行う。

③ [略]

(4) 一般送配電事業者は、あらかじめ、事前相談に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、事前相談の申込みを受け付けた場合には、

① [略]

② 当該案件が、一定規模（「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添3）の2.（9）⑦イに規定する規模。以下④及び⑤並びに（5）、（6）及び（8）において同じ。）以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

③ [略]

④ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑤ 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(5) 一般送配電事業者は、あらかじめ、接続検討に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、接続検討の申込みを受け付けた場合には、

①～④ [略]

⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(6) 一般送配電事業者は、あらかじめ、契約申込みに係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、契約申込みを受け付けた場合には、

① [略]

② 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、受付

(2) [略]

(3) 一般送配電事業者は、電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）より、系統情報の提示の要請があった場合には、速やかに、かつ、誠実に応ずるとともに、少なくとも以下の対応を行わなければならない旨

① [略]

② 系統図上において、系統連系希望者から求められた発電等希望地点、当該希望地点の発電設備等を連系する場合に接続先の候補となり得る送変電設備の位置、当該希望地点周辺における送変電設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明を行う。

③ [略]

(4) 一般送配電事業者は、あらかじめ、事前相談に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、事前相談の申込みを受け付けた場合には、

① [略]

② 当該案件が、一定規模（別添2の2.（9）⑦イに規定する規模。以下④及び⑤並びに（5）、（6）及び（8）において同じ。）以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

③ [略]

④ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑤ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(5) 一般送配電事業者は、あらかじめ、接続検討に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、接続検討の申込みを受け付けた場合には、

①～④ [略]

⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(6) 一般送配電事業者は、あらかじめ、契約申込みに係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、契約申込みを受け付けた場合には、

① [略]

② 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、受付

後速やかに、契約申込みを受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

③・④ [略]

⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(7) 一般送配電事業者は、接続検討及び契約申込みの回答における概算工事費や工事費負担金概算の算定に当たっては、「発電等設備」の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(2015 資電部第16号)に基づき、検討を行う旨

(8)～(12) [略]

(13) 発電事業者は、電力設備容量が一定規模以上の発電等用電気工作物の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、推進機関に届け出る旨

(14) 一般送配電事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(16 資電部第114号)その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電等用電気工作物及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨

(15) 一般送配電事業者は、電源廃止等により送電系統への電力の流入量の最大値が一定規模以上減少する場合の取扱いについて定める旨

(16) 一般送配電事業者が、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(9)⑦又の通知又は依頼を受けた場合に行う連系予約(送電系統へ発電等用電気工作物が連系等されたものとして取扱うことをいう。)及び接続検討その他の系統アクセスに係る手続

(17) [略]

6. 省令第13条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1)・(2) [略]

(3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項

① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

② 電圧に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「電気事業法第28条の15の

後速やかに、契約申込みを受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

③・④ [略]

⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(7) 一般送配電事業者は、接続検討及び契約申込みの回答における概算工事費や工事費負担金概算の算定に当たっては、「発電設備」の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(2015 資電部第16号)に基づき、検討を行う旨

(8)～(12) [略]

(13) 発電事業者は、電力設備容量が一定規模以上の発電用の電気工作物の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、推進機関に届け出る旨

(14) 一般送配電事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(16 資電部第114号)その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨

(15) 一般送配電事業者は、電源廃止等により一定規模以上の連系可能量が増加する場合の取扱いについて定める旨

(16) 一般送配電事業者が、別添2の2.(9)⑦又の通知又は依頼を受けた場合に行う暫定的な容量確保及び接続検討その他の系統アクセスに係る手続

(17) [略]

6. 省令第13条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1)・(2) [略]

(3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項

① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

② 電圧に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の2.(12)①の分析

規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

③ 停電に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

(4) [略]

7. 省令第13条第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) [略]

(2) 一般送配電事業者及び配電事業者による調整力「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(12)③に規定する調整力をいう。以下同じ。)の確保に関する事項

①～③ [略]

(3) 作業停止計画(流通設備又は発電等用電気工作物について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電等用電気工作物の停止に関する計画をいう。以下同じ。)の調整に関する事項

① 透明性及び公平性確保の観点から、一般送配電事業者が、作業停止計画を策定するに当たって遵守すべき、以下の事項を含む調整の手順

イ [略]

ロ 一般送配電事業者は、発電計画(発電及び放電に関する計画をいう。以下同じ。)に影響が出る者その他の関係電気供給事業者の意見を聴いた上で調整を進めなければならない旨

② 一般送配電事業者は、推進機関により地域間連系線等に係る作業停止計画が取りまとめられたときは、発電計画に影響が出る者その他の関係電気供給事業者に対して、適切に情報開示を行わなければならない旨

③ [略]

(4)・(5) [略]

(6) 下げ代不足の場合に関する事項

① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場合における電源の出力制御に係る順位については以下を基本とする旨

イ 一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保する調整力、一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電設備等の出力抑制(※1)並びに揚水式発電機の揚水運転

ロ 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電設備等の出力抑制(※1、※2、※3)

ハ～ヘ [略]

ト 長期固定電源の出力抑制

※1 火力発電設備等には、バイオマス混焼発電(地域資源バイオマス発電設備

を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

③ 停電に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の別添2の2.(12)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

(4) [略]

7. 省令第13条第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) [略]

(2) 一般送配電事業者及び配電事業者による調整力(別添2の2.(12)③に規定する調整力をいう。以下同じ。)の確保に関する事項

①～③ [略]

(3) 作業停止計画(流通設備又は発電設備等について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電設備等の停止に関する計画をいう。以下同じ。)の調整に関する事項

① 透明性及び公平性確保の観点から、一般送配電事業者が、作業停止計画を策定するに当たって遵守すべき、以下の事項を含む調整の手順

イ [略]

ロ 一般送配電事業者は、発電計画等に影響が出る者その他の関係電気供給事業者の意見を聴いた上で調整を進めなければならない旨

② 一般送配電事業者は、推進機関により地域間連系線等に係る作業停止計画が取りまとめられたときは、発電計画等に影響が出る者その他の関係電気供給事業者に対して、適切に情報開示を行わなければならない旨

③ [略]

(4)・(5) [略]

(6) 下げ代不足の場合に関する事項

① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場合における電源の出力制御に係る順位については以下を基本とする旨

イ 一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保する調整力、一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電等の出力抑制(※1)並びに揚水式発電機の揚水運転

ロ 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電等の出力抑制(※1、※2、※3)

ハ～ヘ [略]

ト 長期固定電源の出力抑制

※1 火力発電設備には、バイオマス混焼発電(地域資源バイオマス発電設備

備を除く。)を含む。また、自家発電の余剰電力等の経済活動に伴って出力が発生する等の要因により出力を調整できないものは対象外とする。 ※2～※5 [略] ② 一般送配電事業者は、想定を超える<u>発電量及び放電量</u>の発生により下げ代不足が発生し、電気の需給を改善する必要があると認められる場合（緊急時）には、取引所の市場閉鎖前であっても、推進機関に対して、広域運用の指示の要請を行うことができる旨（ただし、推進機関による指示の発動は、上記①の順位による。） ③ [略] (7)～(10) [略]	を除く。)を含む。また、自家発電の余剰電力等の経済活動に伴って出力が発生する等の要因により出力を調整できないものは対象外とする。 ※2～※5 [略] ② 一般送配電事業者は、想定を超える<u>発電量</u>の発生により下げ代不足が発生し、電気の需給を改善する必要があると認められる場合（緊急時）には、取引所の市場閉鎖前であっても、推進機関に対して、広域運用の指示の要請を行うことができる旨（ただし、推進機関による指示の発動は、上記①の順位による。） ③ [略] (7)～(10) [略]
備考 表中の[]の記載は注釈である。	